

**【就労継続支援 B 型事業所ひびき】**

運営規定 . . . P 2 ~ 8

重要事項説明書 . . . P 10 ~ 17

利用契約書 . . . P 18 ~ 23

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス

(就労継続支援 B 型)

# 運 営 規 程

ひびき

## ひびき（就労継続支援B型）運営規程

### （事業の目的）

第1条 NPO法人ワーカーズコープかんさい（以下「事業者」という。）が設置するひびき（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、前三項のほか、関係法令等を遵守する。

### （事業所の名称等）

第3条 指定就労継続支援B型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ひびき
- （2）所在地 兵庫県伊丹市西野5丁目295番地

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス管理責任者 1名（常勤職員・管理者と兼務）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就

労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成すること。

- (ウ) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付すること。
  - (エ) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更すること。
  - (オ) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
  - (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
  - (キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (3) 職業指導員 1名以上  
職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。
- (4) 生活支援員 1名以上  
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月4日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後3時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は20名とする。

(指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（肢体不自由者は除く。）
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病等対象者

(指定就労継続支援B型の内容)

第8条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
  - (2) 身体等の介護
  - (3) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
  - (4) 就労の機会の提供及び生産活動
  - (5) 実習先企業等の紹介
  - (6) 求職活動支援
  - (7) 職場定着支援
  - (8) 生活相談
  - (9) 健康管理
  - (10) 訪問支援
  - (11) 施設外支援
  - (12) 施設外就労
  - (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
  - (1) 日用品費の実費
  - (2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(工賃の支払等)

第10条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

- 2 前項の場合においては、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が外出する場合は、その都度事業所に届け出て承認を受けるものとする。
- (2) 利用者が家族等その他外来者と面会する場合は、その都度事業所に届け出て承認を受けるものとする。
- (3) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深めること。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、尼崎市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第14条 現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 指定就労継続支援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 4 指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第16条 提供した指定就労継続支援B型に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業者は、提供した事業に関し、法の定めるところにより、市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市町職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦

情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんに協力するものとする。

#### (個人情報保護)

第 17 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### (身体拘束等の禁止)

第 19 条 事業者は、指定就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

#### (暴力団等の排除)

第 20 条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

#### (運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 21 条 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

#### (その他運営に関する重要事項)

第 22 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定就労継続支援B型の利用について市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。





# 就労継続支援 B 型事業所 ひびき

## 重要事項説明書

NPO法人ワーカーズコープかんさい

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいをサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 事業者名称概要

名 称	NPO法人ワーカーズコープかんさい
法人所在地	兵庫県伊丹市中野西1丁目142番地
電話番号	072-770-4556
代表者氏名	理事長 高木 哲次
設立年月	平成18年3月22日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	就労継続支援B型事業所
事業所の名称	ひびき
事業所の所在地	兵庫県伊丹市西野5丁目295番地
連絡先	電話 072-778-2080 (同 FAX)
管理者氏名	所長 柏崎 悟
統括サービス管理責任者	上野 功
定 員	20名
指定年月日	平成30年4月1日
事業所番号	2813301286

### 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	<p>企業等で雇用または一般就労されることが困難な方に対し、社会の知識及び技能・技術の向上を図るため、生産活動の機会を提供するなど、一般就労等に必要な就労訓練を行うことを目的とします。</p> <p>屋内の軽作業から、公共施設又は民間企業での一般就労に近い職場体験をすることにより、企業等への就職を目指していきます。</p>
運営方針	<p>① 利用者が毎日楽しく暮らし、自立した日常生活を営むことができるよう生活習慣等の環境づくりを行います。</p> <p>② 当事業所では、利用者の自立支援を重点に置き、社会参加に向けたトレーニング(作業場所の提供)及び従事した作業工賃の確保を提供します。</p> <p>③ 豊かな生活を営むためには、就職が最終目的ではありません。利用者が社会で自立するために食事(食育)または共同に生活に対応したコミュニケーション能力を就労訓練の場やレクリエーション活動等を通じて身につけていきます。そのため、日常の挨拶から身の回りの整理整頓な</p>

	<p>ど、継続的な暮らしを営めるように支援を進めます。</p> <p>④ 事業の実施に当たり、地元自治会や自治体との連携や他の障害福祉サービス事業者と連携に努め、住民同士が互いに支えあえるネットワーク社会を目指しています。</p>
--	---

支援内容	<p>《社会適応訓練》</p> <p>社会生活に最低限必要な生活習慣の確立を目的として、以下の支援を行う。</p> <p>① 毎日決まった時間に起床し、朝食、歯磨き、身だしなみを整えて事業所へ通うことから始まり、日中は事業所での就労訓練、作業終了後対処し、自宅で夕食、入浴、就寝という一連の流れを毎日積み重ねることにより、基本的な生活リズムを身に付けることを目的とする。</p> <p>② 集団生活に馴染むため、社会的ルールやマナーを学び、利用者同士や関係者、地域とのコミュニケーションスキルの向上により社会参加に繋げていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション：挨拶、日常会話(言葉遣い)など</li> <li>・生活習慣：身だしなみ(頭髪、服装など)、トイレや食事マナー 作業の準備から片付け、身の整理整頓など</li> </ul> <p>《作業訓練・生産活動》</p> <p>軽作業から得意、不得意など利用者の適正を見極めながら、当事業所施設外などの就労訓練を含め、就労の経験を積んでいきます。日々の繰り返しや様々な作業に従事することから、就労への自信や能力向上につなげます。複数の就労訓練からインセンティブを提供できることにより、就労意欲の向上または社会参加、就職へと意欲を目指します。</p> <p>また、就労訓練を通して業務に対する責任感ややりがいを養うと同時に、失敗や困難に立ち向かえる人材として指導いたします。</p> <p>① 請負業務 企業組合伊丹市雇用福祉事業団よりホームセンターなどで販売する商品や企業DMのチラシ封入などの軽作業を提供されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・梱包作業、内職作業</li> </ul> <p>② 請負業務 企業組合伊丹市雇用福祉事業団より、民間企業の構内清掃業務または公共施設等の管理など定期的に訓練場所が提供されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金井重要工業株式会社(屋外清掃)</li> <li>・伊丹市立サンシティホール(施設清掃、販売、接客、自販機補充等)</li> <li>・公共施設等の管理委託</li> </ul>
------	---

#### 4. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、伊丹市・川西市・宝塚市・西宮市・尼崎市とする。また、地域以外でも別途協議できるものとする。

#### 5. 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	営業日 月曜日から金曜日までとする。 但し、国民の祝日、盆休み（8月13日から15日） 年末年始（12月29日から1月5日）を除く 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分から午後3時30分

#### 6. 職員の体制

職 種	業務内容
管 理 者	常勤1名 管理者は、職員の管理、就労継続支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている就労継続支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	常勤1名
職業指導員	常勤2名 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成し、4ヶ月に1回以上見直しを行います。利用者に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用者及び保護者に対し、その内容等について説明を行います。
生活支援員	常勤1名 個別支援計画に基づき利用者の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定就労継続支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 7. 設備の概要（実際に設置されている設備の種類を記載すること）

設 備 の 種 類	室数	備考
指導訓練室	1室	61.5㎡
相談室	1室	4.0㎡
洗面所	1室	3.6㎡
休憩室	1室	3.6㎡
玄関(下駄箱)	1室	4.0㎡
トイレ	2室	4.6㎡

## 8. サービスの内容

すべてのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所のサービス管理責任者が作成し説明を行ない、利用者の同意をいただきます。

### 就労継続支援

企業等で雇用されることが困難な方に対し、社会の知識及び技能・技術の向上を図るため、生産活動の機会を提供するなど、就労に必要な訓練を行うことを目的とします。

屋内の軽作業から、公共施設又は民間企業での一般就労に近い体験をすることにより、就職を目指していきます。

①定員 20人までとします。

②主たる対象とする障害の種類

事業の主たる対象とする障害の種類は、身体障害者（肢体不自由者は除く）、知的障害並びに精神障害としますが、それ以外の障害もご相談に応じます。

③日課

9:00	出勤・朝礼
9:10	午前作業①
10:30	休憩
10:40	午前作業②
12:00	昼食・休憩
13:00	午後作業①
14:00	休憩
14:10	午後作業②
15:20	後片付け
15:30	退出

## 9. 工賃の支払い等

事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、生産活動にかかわる事業収入から必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとします。

この場合、1か月あたりの工賃の平均額は、法令の定めにより3千円を下回らないものとします。

## 10. サービス利用料金（利用契約書 第5条参照）

施設利用に伴う利用料金は、本人または扶養義務者の負担能力に応じて市町村長が定めた本人負担金と事業者が定めた利用料金の合計です。

### 11. サービス利用に当たっての留意事項

①利用者が外出する場合はその都度事業所に届け出て承認を受けるものとします。

②利用者が家族等その他外来者と面会をする場合は、その都度事業所に届け出て承認を受けるものとするものとします。

③利用者は秩序に従って相互の親睦を深めることとします。

④利用者の保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、

暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとしします。

## 1 2. レクリエーション

予定は以下のとおりですが、実施日、参加費用等詳細については別途ご案内します。

年間活動スケジュール	4月	お花見
	8月	施設外学習
	10月	親睦旅行
	12月	クリスマス会

なお、上記の活動に際して発生する利用者の負担はその都度徴収します。

## 1 3. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 柏崎 悟
-------------	---------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

## 1 4. 緊急時の対応

現に就労継続支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとしします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとしします。

(1) 利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連絡先	氏 名 :	(続 柄)
	所 在 地 :	
	電 話 番 号 :	— —

(3) 事業所の協力機関

医療機関名	宝塚医療生協	診 療 科	内科、整形外科
所 在 地	兵庫県宝塚市御所の前町 15-21		
電 話 番 号	0 7 9 7 - 7 2 - 2 5 8 5		

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	所長 柏崎 悟

16. 利用者及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前9時00分から午後3時30分です。

17. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

18. 苦情・要望の受付について

当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	所長 柏崎 悟
	苦情解決責任者	同上
	受付日	月曜日から金曜日 但し、国民の祝日、盆休み（8月13日から15日） 年末年始（12月29日から1月4日）を除く。
	受付時間	午前8時30分から午後5時
	電話番号	072-778-2080
	FAX番号	同上



## 19. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 株式会社損害保険ジャパン
- (2) 損害保険の種類 賠償責任保険
- (3) 損害保険の内容 対人・対物の損害賠償責任保険

以上

平成 年 月 日

就労継続支援事業所の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称：NPO法人ワーカーズコープかんさい ひびき  
管理者名：所長 柏崎 悟 (印)

説明者名：\_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から指定就労継続支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：\_\_\_\_\_

利用者氏名：\_\_\_\_\_ (印)

保護者住所：\_\_\_\_\_

保護者氏名：\_\_\_\_\_ (印)

続 柄：\_\_\_\_\_



## 就労継続支援 B 型事業所「ひびき」利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」といいます。）と NPO 法人ワーカーズコープかんさい：就労継続支援（B 型）事業所ひびき（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対し提供する就労継続支援について、次のとおり契約します。

### （契約の目的）

第 1 条 この契約は、障害者自立支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者が自立した日常生活を営み、就労に必要な訓練を通じて就労への移行に向けて支援するために事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

### （契約期間）

第 2 条 この契約の期間は、受給者証の支給決定期間と同じとします。但し、契約当事者のいずれか一方から解約の申し出がない限り、自動更新されるものとします。

### （個別支援計画）

第 3 条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

2. 事業者は、個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。

3. 事業者は、個別支援計画作成後、家族状況の把握を行い、4 か月に 1 回以上個別支援計画の変更を行います。変更については家族に説明をし、文書により同意を求めます。

### （サービス内容）

第 4 条 事業者は、利用者に個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」に記載するサービスを提供します。なお、個別の契約内容について別紙のとおりとします。

2. サービス提供は事業所の生活指導員等の従事者が当たります。

3. サービス提供にあたっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

4. 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

5. 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、3 日以上連続して利用がなかった場合は電話にて状況を確認し、必要に応じて自宅への訪問を行います。

### （利用料金）

第 5 条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める額。ただし軽減等適用あり）の所定の利用者負担額を支払います。

2. 事業者は、利用者が訓練等給付費対象外サービスを受ける場合は料金を請求します。

3. 事業者は、サービス利用にあたって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料

金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料の支払い方法)

第6条 利用者は前第5条に定めるサービス利用料金を月ごとに事業者に支払います。

2. 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付します。

3. 利用者は、当月の利用料金の合計金額を翌月25日までに支払います。

(生産活動と工賃の支払い)

第7条 事業者は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して生産活動の機会を提供します。

2. 事業者は、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないように配慮します。

3. 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じます。

4. 事業者は、生産活動にかかわる事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事している利用者に支払います。

(説明義務)

第8条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

(相談及び援助)

第9条 事業者は、利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

(健康管理)

第10条 事業者は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

2. 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、医療機関との連絡調整を通じて健康維持のための適切な支援を行います。

(安全配慮義務)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。

(緊急時の援助)

第12条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

2. 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者及びその家族が指定するものに対して緊急に連絡します。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業者は、利用者またはその他の利用者等の生命または身体を保護するため

緊急でやむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(秘密の保持)

第14条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

2. 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ることとします。

(苦情解決)

第15条 利用者及びその家族は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

2. 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者または家族に報告します。

3. 事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

(契約の終了)

第16条 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することにより、この契約を解除することができます。

2. 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者は直ちにこの契約を解除することができます。

① 事業者が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しなかった場合

② 事業者が第14条に定める（秘密の保持）に違反した場合

③ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合

④ 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合、惜しくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

3. 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4. 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者は直ちにこの契約を解除することができます。

① 利用者が自事業者へ支払うべきサービスの利用料金を3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、故意に支払わない場合

② 利用者が、故意または重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

③ 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めた場合

④ 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合

⑤ 利用者が連続して3か月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合

⑥ 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第17条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

(協議事項)

第18条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者が自立支援法等の関係法令の定めるところに従い、利用者とは誠意をもって協議するものとします。

以上

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成30年 月 日

事業者

事業者名 NPO 法人ワーカーズコープかんさい  
事業名 就労継続支援（B型）事業所ひびき  
事業者住所 兵庫県伊丹市中野西1丁目142番地  
代表者氏名 理事長 高木哲次 印

本契約書の説明者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

保護者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(必要に応じて)

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_

別紙 契約内容

1. 契約支給量

月利用回数	回	基本 利用曜日	曜日、 曜日、 曜日
-------	---	---------	------------

2. 食事提供サービス

食事サービス 希望	有	<input type="checkbox"/> 利用日は希望
		<input type="checkbox"/> 特定曜日のみ希望 ( 曜日、 曜日)
		<input type="checkbox"/> その他
	無	

3. サービス

サービス 希望	有	<input type="checkbox"/> 利用日は希望
		<input type="checkbox"/> 特定曜日のみ希望 ( 曜日、 曜日)
		<input type="checkbox"/> その他
	無	

4. 上限額管理

上限額管理 希望	有
	無

5. 利用料金の支払い方法

支払い方法	<input type="checkbox"/> 当事業所窓口での現金支払い
	<input type="checkbox"/> 指定口座への支払い 銀行 支店
	普通 口座名義
	<input type="checkbox"/> その他

